

登録教習機関の代表者の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第47条の2及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第22条の2に基づき、登録教習機関の代表者が変更されたので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 変更前、変更後の登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前

①登録教習機関の名称

一般社団法人茨城労働基準協会連合会

②住所

茨城県水戸市桜川2丁目2番35号

③代表者の氏名

会長 高輪 忍

④技能講習の業務を行う事務所及び所在地

ア 上記1の(1)の①のとおり

イ 上記1の(1)の②のとおり

(2) 変更後

①登録教習機関の名称

上記1の(1)の①のとおり

②住所

上記1の(1)の②のとおり

③代表者の氏名

会長 長山 昌子

④技能講習の業務を行う事務所及び所在地

上記1の(1)の④のとおり

2 変更の年月日

上記1の登録教習機関の代表者の変更年月日は、令和8年5月22日

令和8年7月7日

茨城労働局長

